

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に対する意見

【該当箇所】

P.3 「第1章 総論」

【意見】

＜個人の権利利益の保護に配慮したデータの適切な活用について＞

- 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報保護法の趣旨に鑑み、「個人情報や個人に関連する情報を巡る技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面で行き渡るような制度を目指すことが重要」との考え方に賛同する。
- また、「制度の見直しに当たり、個人情報を巡っては、技術的側面、社会的側面において、急激な変化が進展しつつあることを踏まえ、柔軟な対応を可能とする枠組みが望ましい」との指摘は妥当である。技術革新や新たな産業の創出などを促進する観点から、民間事業者および認定個人情報保護団体による自主的な取り組みを十分に尊重するとともに、法規制のあり方の検討にあたっては、民間事業者の意見を汲み取り、丁寧な議論をお願いしたい。
- 民放事業者は視聴履歴、非特定視聴履歴などを取得・分析することで多様化する視聴者の嗜好やニーズを的確に把握し、放送番組の制作・編成等に活用して放送サービスの質の向上やインターネット配信等の新規サービスに取り組んでいる。個人の権利利益の保護に十分配慮しながら、そうしたデータを適切に活用することは放送の公共的役割を増進し、活力ある経済社会と豊かな国民生活の実現に寄与するものとする。

＜法に対する国民的確認と理解の醸成について＞

- 国民の個人情報への懸念はプライバシー侵害の領域に留まる面があり、法の趣旨を外れた過剰反応や萎縮効果がメディアの取材・報道活動に影響を及ぼすことで、多様で正確な情報の流通を妨げ、社会全体に損失を与えている。近年、メディアの実名報道に対する風当たりが強くなりつつあるが、実名報道の是非も、個人のプライバシーの問題だけで議論されるべきものではない。
- 個人情報保護法が適正に運用され、本来の目的が達成されるためには、法に対する国民の正確な理解が不可欠であり、今般の法改正が、法の第2条（「個人情報」と「個人データ」の定義の別）、第43条（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）、第76条（放送機関等への適用除外）等の趣旨と社会的意義について国民的確認と理解を醸成する機会となるよう、国の取り組みを求める。

【該当箇所】

P16 「2. 適正な利用義務の明確化」

【意見】

- 適正な利用義務の明確化に関して、「個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化する」とあるが、適正とは認めがたい方法の具体的な範囲を明確にして個人情報取扱事業者の予見可能性を確保しなければ、事業活動の無用な萎縮を招きかねない。そのため、「適正とは認めがたい方法」を限定列挙して示すなど、適切な個人情報の利用を担保する制度設計が必要であると考えます。

【該当箇所】

P. 23～ 「4. 端末識別子等の取扱い」

【意見】

- 端末識別子等の取扱いに関して、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」とあるが、その適用要件を明確にして個人情報取扱事業者の予見可能性を確保しなければ、事業活動の無用な萎縮を招きかねない。仮に、提供元が提供先のデータの取り扱いまで詳細に調査しなければならない制度になれば、データの円滑な流通が阻害される。そのため、提供元が「提供先において個人データになることが明らか」でないことを担保するために求められる措置を明確にするなど、適切なデータの流通を担保する制度設計が必要であると考えます。例えば、データの提供にあたり、提供元が確認すべき事項や提供先との契約に盛り込むべき事項をガイドライン等に盛り込むことなどが考えられる。
- 他方、非特定視聴履歴など、個人データに該当しないデータを個人特定性と容易照合性を排除し十分安全性に配慮した上で活用する場合は、従前と同様に規制が適用されないことを明確にしていただきたい。あわせて、個人データに該当しないデータの取り扱いについても、認定個人情報保護団体の取り組みや民間事業者の自主的な対応を尊重することを明確にしていただきたい。

以 上